

# 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱

(平成21年10月1日決裁)

改正 平成22年4月1日決裁

平成24年4月1日決裁

平成26年5月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号。以下「条例」という。）第43条第1項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、対象区域等、対象工事等及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(適用除外)

第3条 市税を滞納している者に対しては、補助金を交付しない。

2 別表第2の右欄に掲げる建築物又はその部分に対しては、同表の左欄に掲げる補助事業の種類に係る補助金を交付しない。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱（昭和61年4月1日決裁）は、廃止する。

2 平成21年10月1日前に前項の規定による廃止前の金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づく補助金の交付の申請をした者については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

1 この要綱は、平成22年度分からの補助金について適用する。

2 伝統的建造物修復事業対象建築物認定要綱（平成10年4月1日決裁）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、平成24年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成26年 5 月 1 日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる補助金の交付の対象となる事業の対象工事等（以下「対象工事等」という。）について適用し、同日前に行われた対象工事等について、なお従前の例による。